

令和 7 年度

津和野町一般廃棄物処理実施計画

環境生活課

目次

第1章 ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況

- (1) 計画区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 一般廃棄物の計画排出量・・・・・・・・・・ 2

2. ごみ処理実施計画

- (1) 排出量抑制の推進に係る主な実施施策・・・・・・・・ 3
- (2) 再生利用の推進に係る主な実施施策・・・・・・・・ 4
- (3) ごみの適正処理に係る主な実施施策・・・・・・・・ 4

3. 一般廃棄物処理の許可業者

- (1) 収集・運搬業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 処分業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

4. その他対策等

- (1) 不法投棄防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 野焼き（廃棄物の焼却）禁止の指導・・・・・・・・ 9

第1章 ゴミ処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域

津和野町全域とする。

(2) 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 一般廃棄物の計画排出量

			令和6年度 排出量	令和7年度 計画排出量
収 集	可燃ごみ		1, 2 6 2 t	1, 2 2 2 t
	不 燃 ご み	ビン類	8 7 t	8 5 t
		缶類	3 1 t	2 8 t
		容器包装プラスチック	1 1 6 t	1 0 8 t
		商品プラスチック	6 2 t	6 2 t
		有害ごみ	0 t	0 t
		粗大ごみ	1 9 9 t	1 9 6 t
	資源ごみ		1 2 0 t	1 1 8 t
直 接 搬 入	可燃ごみ		1 0 3 t	1 0 1 t
	不燃ごみ		3 6 t	3 4 t
	資源ごみ		0 t	0 t
合計			2, 0 1 6 t	1, 9 5 4 t

2. ごみ処理実施計画

(1) 排出抑制の推進に係る主な実施施策

項目	内容
町民活動の促進	環境美化活動に対し、ボランティア清掃用ごみ袋を無償提供し、回収を行うことで、町民活動を支援する。
町広報等での情報提供	町の広報やホームページにごみ減量やリサイクルに係る情報を提供する。
施設見学会の実施	ごみ処理施設の見学をすることで、町民にごみ処理の状況への理解を深めてもらう。
ごみ分別説明の実施	転入者等（外国人を含む）に対し、ごみの出し方や分別等の説明を行う。
地域でのごみ分別等説明会の実施	自治会単位での開催要望があれば、その地域に職員が出向き説明会を実施する。
生ごみの減量・堆肥化の促進	電気式生ごみ処理機・生ごみ処容器（コンポスト等）の購入補助を行う。
ごみ減量化に関する環境教育の取り組み	公益財団法人しまね自然と環境財団と連携し、ごみ減量化に関するプログラムの実施や説明会を開催する。
マイバッグ運動の推進	有料レジ袋を削減するため、マイバッグ持参を推進する。

(2) 再生利用の推進に係る主な実施施策

項目	内容
ステーション整備補助	ステーションの整備に係る工事や備品等の購入に対し助成を行い、資源物の回収環境整備を促進する。
集団回収補助	町民等が実施する資源物回収に対し、回収量に応じて助成を行い、資源物回収を促進する。
資源類の回収推進	リサイクルステーション等を適正に配置し、古紙類等の回収を推進する。

(3) ごみの適正処理に係る主な実施施策

①適正な分別の推進

分別区分		内容
可燃ごみ		①台所ごみ ②紙類 ③布類・衣類（※資源ごみとして出せないもの） ④草木類（庭木、雑草等） ⑤その他（銀紙、たばこの吸い殻、紙おむつ等）
不燃ごみ	ビン類	①飲料用ビン、食料用ビン ②陶器類、ガラス類
	缶類	①飲料用缶、食料用缶 ②その他の小型缶類（スプレー缶等） ③小型の金属類（安全ピン、カミソリ等）
	容器包装プラスチック	①ペットボトル ②トレイ、カップ類、チューブ類 ③ポリ袋、発泡スチロール ④プラマークが表示された容器等
	商品プラスチック	①文具類、玩具類 ②プラスチック製品（歯ブラシ、ホースバケツ等） ③ビニール製品・ゴム製品（かばん、靴等）
	有害ごみ	①乾電池、充電電池 ②蛍光灯、電球 ③水銀体温計、鏡類
	粗大ごみ	①なべ、ハンガー、傘、自転車等 ②小型家具類・小型家電製品
資源ごみ		新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック、衣類（布）
直接搬入ごみ		大型家具類、布団、毛布、ソファ、ベッド、畳、障子、襖等

②収集運搬、処理処分の実施主体

一般廃棄物の種類		収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ		町（委託）	町（委託）	焼却	—	—
不燃ごみ	ビン類	町（委託）	町（委託）	選別・資源化	町（委託）	埋立
	缶類	町（委託）	町（委託）	資源化	—	—
	容器包装 プラスチック	町（委託）	町（委託）	資源化	—	—
	商品 プラスチック	町（委託）	町（委託）	資源化	—	—
	有害ごみ	町（委託）	町（委託）	資源化	—	—
	粗大ごみ	町（委託）	町（委託）	資源化	—	—
資源ごみ		町（委託）	町（委託）	資源化	—	—

③収集体制

一般廃棄物の種類		収集頻度	集積場所及び収集方法
燃やせるごみ		1、2回／週	ステーション収集
不燃ごみ	ビン類	1回／月	ステーション収集
	缶類	1回／月	ステーション収集
	容器包装プラスチック	1、2回／月	ステーション収集
	商品プラスチック	1回／月	ステーション収集
	有害ごみ	1回／月	ステーション収集
	粗大ごみ	1回／月	ステーション収集
資源ごみ		津和野地域：3回／月 日原地域：1回／偶数月	各団体管理集積ステーション拠点収集
直接搬入ごみ		5回／月	自己搬入又は許可業者による。
臨時的、かつ、多量に排出される一般廃棄物		随時	戸別収集

④収集・運搬に関する方針

○収集運搬業・処分業の新規許可について

現在、本町での一般廃棄物収集運搬業許可業者は9者である。

現時点では、ごみの発生量に対する収集運搬能力が確保されているため、原則、新たな収集運搬業の許可は行わない方針である。

○在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療廃棄物のうち脱脂綿・ガーゼ類、チューブ類・カテーテル、針や血液が付着していないバッグ類、おむつ・ストーマ等、注入器及びペン型自己注射カートリッジは燃やせるごみとして収集する。町の収集ごみとして出せない注射針、点滴針等の鋭利なもの及び血液が付着した医療器具等は、受け取った医療機関へ返却するよう周知を図る。

○水銀廃製品の適正処理

水銀体温計、蛍光灯等の適正処理を行う。

○充電式電池等の適正処理

充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）、ボタン電池、その他（モバイルバッテリー、電動歯ブラシ、電子タバコ、電気シェーバー）の適正処理を行う。

⑤特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に定める対象機器の処理方法

町では、家電リサイクル法の定める対象機器（テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫）については収集を行なわない。

【処理方法】

○購入した店、または買い替え時の販売店等にリサイクル料金等を支払い引き取ってもらう。

○町内の家電回収協力店にリサイクル料金等を支払い引き取ってもらう。

○郵便局でリサイクル料金を振り込んで家電リサイクル券の発行を受けて、自分で指定引き取り場所に持ち込むか、または一般廃棄物収集運搬業者に運搬を依頼する。

⑥家庭用パソコンの処理方法

家庭で不要になったパソコンは町では直接収集を行なっていないが、町と協定を締結しているリネットジャパンリサイクル株式会社へ回収を依頼（小型家電宅配回収）する方法と、メーカーやパソコン3R推進協会に回収を依頼する方法があることについて、町民へ周知を行う。

○リネットジャパンリサイクル株式会社へ回収を依頼する方法

1. インターネットかFAXで回収申し込みをする。
2. パソコン等回収物を既定のサイズ内の箱に詰める。(パソコン1台入っていれば無料)
3. 宅配業者が希望の日時に訪問し箱を回収する。

○パソコン3R推進協会へ回収を依頼する方法

1. パソコンメーカーへ回収を依頼する。
2. パソコンを梱包し、メーカーから送付されたゆうパック伝票を貼る。
3. 梱包したパソコンを郵便局に持ち込み、メーカーへ送付する。

⑦適正な中間処理

処理施設の概要

ア 焼却施設

区分 施設名	益田地区広域クリーンセンター
所在地	益田市多田町1082番地7
処理対象物	燃えるごみ
焼却炉	全連続燃焼式(ストーカ炉)
処理能力	62t/日(31t/24h×2炉)
熔融炉	バーナ熔融方式
処理能力	9.6t/日(9.6t/24h×1炉)

イ 不燃ごみ処理・再資源化施設

区分 施設名	鹿足郡リサイクルプラザ
所在地	鹿足郡吉賀町幸地1319番地
処理対象物	ビン、缶、容器包装プラスチック、商品プラスチック、有害ごみ、粗大ごみ
処理能力	6.1t/日

⑧適正な最終処分
最終処分場の概要

区分 施設名	益田市下波田埋立処理場	埋立処分施設
所在地	益田市下波田町４９０番地	
埋立容量 (処理能力)	１４７，０００ｍ ^３	
処理方式	セル方式	
受け入れ区分	益田市全域	

区分 施設名	益田市下波田埋立処理場浸出液処理施設	浸出水処理施設
所在地	益田市下波田町４９０番地	
埋立容量 (処理能力)	５４ｍ ^３ ／日（最大１５６ｍ ^３ ／日）	
処理方式	回転円盤、凝集沈殿、活性炭吸着	
受け入れ区域	益田市全域	

区分 施設名	鹿足郡リサイクルプラザ	埋立処分施設
所在地	鹿足郡吉賀町幸地１３１９番地	
埋立容量 (処理能力)	３，１００ｍ ^３	
処理方式	サンドイッチ方式	
受け入れ区域	鹿足郡全域	

3. 一般廃棄物処理の許可業者

収集・運搬業

番号	氏名・名称	所在地	電話番号	備考
1	株式会社 ヤマハ環境開発	益田市高津 7 丁目 6 番 1 号	23-0638	
2	有限会社 幹旋企画	益田市遠田町 1059 番地 9	27-2800	
3	有限会社 益田市衛生公社	益田市東町 42 番地 97 号	22-0931	
4	有限会社 石西環境衛生センター	益田市東町 42 番地 97 号	23-2880	
5	都市環境整備 株式会社	広島県広島市西区西観音町 15 番 9 号	22-6218	
6	有限会社 タチバナサイクル	津和野町町田イ 269 番地 1	72-1154	
7	株式会社 植松	益田市白上町イ 62 番地 1	28-1226	
8	有限会社 柴田電業	益田市匹見町匹見イ 12 番地 1	56-0039	
9	三光ビル管理 株式会社	益田市乙吉町イ 202 番地 1	22-0240	

処分業

番号	氏名・名称	所在地	電話番号	備考
1	株式会社 石州リサイクル	津和野町邑輝 794 番地 19	72-4110	

4. その他対策等

(1) 不法投棄防止対策

- ・不法投棄禁止看板の配布及び広報等による啓発
- ・不法投棄が多い地域のパトロールの実施

(2) 野焼き（廃棄物の焼却）禁止の指導

- ・町民からの苦情に対し、現地指導を行う
- ・説明会での周知